

松山市第 4 期障がい者計画

令和 3 年 3 月

松山市

目次

第1章 背景.....	1
1 経緯	1
2 松山市第4期障がい者計画の理念、趣旨	1
3 松山市第4期障がい者計画の期間.....	2
4 障がい者等の概念.....	2
5 松山市第3期障害者計画（平成27年度から令和2年度まで）の成果.....	2
第2章 障がい者を取り巻く状況	10
1 身体障がい者の現状	10
2 知的障がい者の現状	11
3 精神障がい者の現状	11
4 発達障がい者の現状	11
5 重症心身障がい児（者）の現状.....	12
6 医療的ケア児（者）の現状	12
7 高次脳機能障がい者の現状	12
8 難病患者等の現状.....	13
第3章 施策体系.....	16
第4章 個別の施策	17
1 地域生活の支援	17
2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実	21
3 災害・危機事象対策の推進	23
4 子どもの発達支援の充実.....	26
5 雇用の充実と経済的自立の支援.....	30
6 福祉を支える人づくり	33
7 権利擁護の推進	35
8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進	37
第5章 推進体制.....	38
第6章 資料編	39
1 関係法令	39
2 松山市障がい者計画等策定検討会	40
3 松山市障がい者総合支援協議会.....	42
4 その他資料	48

第1章 背景

1 経緯

(1) これまでの松山市の障がい者計画の策定の歴史

平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までは松山市障害者計画、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までは松山市第2期障害者計画、そして平成27年度（2015年度）から令和2年度（2020年度）までは松山市第3期障害者計画に基づき、様々な障がい福祉に関する施策を進めてきました。

(2) 国等の対応

この間、国では、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結し、平成27年には難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）の施行、その後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の改正など、障がい者の権利擁護の推進や保健福祉施策の充実が図られています。

さらに、平成30年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）の施行、令和元年の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）の施行など、障がい者の社会参加を推進する施策の充実が図られています。

また、国際的な動向としては、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、国際目標であるSustainable Development Goals（SDGs）達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進していくことが求められています。

2 松山市第4期障がい者計画の理念、趣旨

松山市第4期障がい者計画の理念

「誰も取り残されず、みんなが安心して、いきいき暮らせるまち」

松山市第4期障がい者計画は障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者の高齢化や障がいの重度化等、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していくため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく松山市の障がい者施策の基本的な計画として策定します。

また、この計画は、国の「障害者基本計画」、「第5次愛媛県障がい者計画」並びに「第6次松山市総合計画（後期基本計画）」及び「第4期松山市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」との整合性を図りながら策定します。

できました。このほか、ハード（公共施設等のバリアフリー）とソフト（聴覚障がい者の意思疎通支援等）の両面で、バリアフリーの推進に努めました。

基本方針２の「自分らしい暮らしづくり」に関しては、相談支援体制の充実、福祉サービスの量及び質の確保に努める等の取組を進めました。

基本方針３の「安心して暮らせるいきいきとした生活づくり」に関しては、就労支援専門員²による就労支援や障害福祉サービスの利用により、295 人が一般就労へ移行するなどの成果が上がっています。

この６年間の成果を土台に、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする松山市第４期障がい者計画を策定し、障がい福祉に関する施策を更に充実させることにより、多様化、複雑化、高度化する様々な課題に対し、適切かつ柔軟に対応していきます。

※その他の主要な成果

（基本方針１）共に支え合うやさしいまちづくり

（１）心のバリアフリーの推進

障がいの有無にかかわらず参加できるタンデム自転車³のイベント「サイクルチャレンジ」を平成２８年度から継続的に開催し、令和元年度までの４年間で延べ２５３人の障がい者が参加する等、多様な人たちがスポーツを通して交流を深めました。

また、松山市障がい者団体連絡協議会への補助金交付を通して、障がいの有無にかかわらず多様な方が参加する松山まつりの「じっとしと連」や「ふれあいスポーツ大会」の活性化が図られ、令和元年度は「じっとしと連」には１００人、「ふれあいスポーツ大会」には３８０人が参加するなど、これらの機会を通して様々な立場の方の相互理解が深まりました。そして、多くの市民に対し、こころの健康に関する知識の普及啓発と、精神障がいに対する理解を促進するために、こころの健康フォーラムを開催し、講演会、シンポジウム、体験発表等を行いました。

小学校での取組としては、（社福）松山市社会福祉協議会と連携して、障がいの疑似体験や介助方法の体験などの福祉体験学習を実施し、障がいに対する理解促進に努めました。

（脚注）

² 障がい者の一般就労の促進や継続した就労の確保、収入の安定を図るとともに、企業との信頼関係を構築し、新たな雇用の拡大を図るための者で、令和２年４月現在、松山市障がい福祉課に２名配置している。

³ ２人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた二輪又は三輪の自転車

愛媛県と連携して運用しているパーキングパーミット制度⁴については、平成 29 年 10 月から障がい福祉課、保健予防課、福祉届出コーナーでの即日発行が可能となり、令和元年度には 1,948 枚の利用証を発行し、歩行困難者等に配慮したまちづくりにつながりました。

(2) ユニバーサルデザインの促進

情報のユニバーサルデザイン化については、意思疎通支援事業を実施し、福祉・介護事業所、医療機関、公的機関等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣しました（令和元年度実績 6,987 回）。

施設のバリアフリーについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）を考慮した公共施設のバリアフリー化を進めています。また、公共交通機関についても、伊予鉄道の郊外線駅及び市内電車の電停のバリアフリー化や市内電車の車両及びバスのバリアフリー化にも補助を行いました。また、松山市交通バリアフリー基本構想に基づき市内中心部のバリアフリー化を推進しました。

タクシー利用助成については、一般タクシー利用助成券は年 45,000 件以上、福祉タクシー利用助成券は年 4,700 件以上が利用されており、重度の障がいのある方の移動手段の確保に努めました。

(3) 権利擁護の推進

障害福祉サービス事業所を対象に、障害者差別解消法及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）に関する研修会を実施し、令和元年度はそれぞれ 83 人、240 人が参加し、差別解消、合理的配慮⁵及び虐待に関する知識の普及に努めました。研修実施後のアンケートによると研修内容に対する満足度はとても高く、研修内容を踏まえて、参加者が勤務している事業所内で、何らかの取組を行おうという意見が多数あり、障がい者の権利を守ることにつながっているものと考えられます。このほか、特に障害者差別解消法の周知啓発に関するリーフレットを作成し、市の関係機関や松山商工会議所を通して事業者へ配布することにより、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮について啓発を行いました。

(脚注) _____

⁴ 県内の公共施設等に設置された身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度

⁵ 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められること。

また、本市では、障害者差別解消法の理解を促進するため、定期的に職員研修を行っており、特に、新採用職員研修では、講義形式での研修に加え、障がいのある方を講師に招き、車椅子の操作やアイマスクをつけて視覚障がいを体験するなどしています。また、平成 20 年度以降、新規採用職員を研修で福祉施設へ派遣するなど、これまでに延べ約 1,000 人の職員が、実際に福祉の現場を体験しています。受講者からは、ふだんは気にとめないようなささいなことが、障がい者にとって大きなハードルになっていることに気付かされた等の意見があり、職員の障がいへの理解促進につながっています。

地域生活支援拠点等⁶については、虐待があったときなどに、あらかじめ契約している社会福祉法人の協力のもと、障がい者の生活をサポートする体制を整えています。

(4) 防災・防犯対策の推進

避難行動要支援者支援制度⁷について、民生委員・児童委員との連携、障がい者手帳の新規交付者に対する説明、ホームページでの周知等により、登録者数が平成 29 年度の 454 人から、令和 2 年 5 月 31 日現在で 892 人に増加し、避難支援等関係者に対し、より多くの方の情報提供を行うことができました。

また、防犯については、松山東警察署が設置している会議に参画し、情報共有を図っています。

(脚注) _____

⁶ 緊急時に迅速・確実な相談支援、短期入所等を活用できるようにすること（→地域での生活の安心感を担保）や地域生活の体験の提供を通して、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供するためのもので、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを行う体制を指す。

⁷ 災害が発生し、又は発生のおそれが高まったときに、自ら避難することが困難な障がい者、高齢者等（避難行動要支援者）の情報を、市で管理するだけでなく、普段から民生委員・児童委員、独居高齢者みまもり員、自主防災組織、まちづくり協議会、消防団等の地域の皆さんに見守っていただく体制を自ら整え、災害発生時等には安否確認や避難誘導などの救助・支援をいただくことを目的とした制度

(基本方針 2) 自分らしい暮らしづくり

(1) 相談支援体制の充実

障がい者総合相談窓口⁸及び障がい者北部・南部地域相談支援センター⁹を設置し、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で延べ 107,828 件の相談を受け、必要に応じて専門機関と連携を図るなど、効果的な支援につなげてきました。また、障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センター、指定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等の相談支援専門員¹⁰を対象とした、ケース検討会を定期的に開催し、相談支援専門員の質の向上に努めました。

また、子ども総合相談センター事務所では、0 歳から 18 歳までの子どもに関する様々な相談を受けています。その中で、障がい児に関する相談の場合は、必要に応じて医療機関、健康づくり推進課、学校教育課、障がい福祉課等と連携し、効果的な支援につなげました。

(2) 福祉サービスの充実

サービスの質の確保については、平成 24 年度から指定障害福祉サービス事業者等に対して集団指導を行っており、こうした取組を通して福祉サービスの質の向上を図っています。また、福祉サービスの量の確保については、平成 28 年 4 月に、市内に児童発達支援センター¹¹が新設され、従来の 3 か所から 4 か所の体制となり、障がい児に対する重層的な地域支援体制の充実につながりました。また、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所も増加しています。

(3) 保健・医療サービスの充実

早期の気付きについては、1 歳 6 か月児健康診査（令和元年度受診率 91.9%（集団健診受診率は 96.7%））及び 3 歳児健康診査（令和元年度受診率 93.3%）にて、言葉や発達の遅れ等の早期発見に努めています。また、発達相談（令和元年度延べ 369 人）や 5 歳児相談（令和元年度 95 人）、なかよし教室（延べ 406 人）等にて発達上のサポートを行っており、保

(脚注) _____

⁸ 身体、知的、精神の 3 障がいに加え、高次脳機能障がい、難病患者等を対象とした相談窓口で、松山市が（社福）松山市社会福祉協議会に委託して、運営している。

⁹ 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助、支援を行う窓口として、平成 25 年 4 月から、松山市内の北部と南部に障がい者地域相談支援センターを設置している。

¹⁰ 障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成等（モニタリング、アセスメント等を含む。）を行う者

¹¹ 通所する障がい児やその家族に支援を行うことに加え、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言等を行う施設

健・医療・福祉・教育部門で連携を図っています。

保健医療サービスの充実については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）に必要な支援を行うとともに、重度心身障がい者に対し、愛媛県と連携し、医療費を助成するなど、適切な保健・医療サービスの充実を図っています。

難病患者、小児慢性特定疾病児童等への保健・医療サービスについては、難病法及び児童福祉法に基づく医療費助成（難病法に基づく指定難病医療費助成制度については愛媛県からの委託事務の一部）を行うとともに、在宅生活に支援を必要とする方への相談や訪問、自立に向けた支援など、必要なサポートを行っています。

また、精神障がいについては、精神障がい者やその家族への訪問（令和元年度 357 件）、定期的実施する「こころの健康相談」、「家族相談」や随時実施する電話相談等の精神保健相談（令和元年度延べ 2,448 件）を充実させ、医療機関や障害福祉サービス事業所等との連携による継続した支援を行うことで、心の健康を維持していくことができる地域環境づくりに努めています。また、精神障がいに対する正しい理解が深まるよう、出前健康教育などの開催やパンフレットの配布等を通して、周知・啓発活動を行っています。

（4）住まいの場の確保と整備

施設入所者、精神科病院に入院中の精神障がい者等の地域生活への移行先であるグループホームについては、国庫補助を活用して、平成 27 年度から令和 2 年度までの間に、新たに 5 施設を整備し、41 人分の地域生活の場を確保しました。

市営住宅については、車椅子専用住宅の設置、抽選時の障がい者世帯の優先措置、入居収入基準の緩和、国土交通省の民法改正等に伴う入居保障の取扱いに関する通知への適切な対応等を行うなど、障がい者の居住環境の整備を進めました。

（基本方針 3）安心して暮らせるいきいきとした生活づくり

（1）療育の充実

平成 27 年度から令和 2 年度までの間に、児童発達支援事業所 19 か所及び放課後等デイサービス事業所 45 か所が新たに指定を受け、障がい児の通所支援のサービス量が確保されました。

また、児童発達支援センター等での保育所等訪問支援事業や障害児等療育支援事業の実施により、地域での療育を推進しました。

（2）共生教育の充実

市内の保育所、認定こども園、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の児童が、

交流保育を行うことにより、保育所及び認定こども園に通う児童の思いやりの心を育むとともに、児童発達支援センター等に通う児童は、ふだんできない様々な遊び等を通して活動を広げるなど、共生社会に資する取組を進めました。また、この取組により、地域の保育所、認定こども園の職員が、障がいのある子どもを地域のそれぞれの機関で受け入れることができると感じるきっかけにつながっていると考えられます。

松山市教育研修センターでは、松山市内の小中学校の教職員に対して、特別支援教育への理解、推進に向けた研修を行っています。また、学校生活支援員の配置を通して、障がい等のある子どもたちをその特性に応じて支援し、一人一人のよりよい教育を保障し、豊かな学校生活を過ごせるように努めています。

中学校では、職場体験学習等を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度の育成に努めています。特に、特別支援学級では、働く意欲を育み、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する「作業学習」を教育活動に取り入れています。また、部活動は、生涯にわたってスポーツや文化活動を楽しむ素地を形成する上で重要な役割を担っています。

(3) 雇用の充実と経済的自立の支援

本市では、就労支援専門員を配置し、ハローワーク、愛媛障害者職業センター、えひめ障がい者就業・生活支援センター、愛媛中央産業技術専門校、障害福祉サービス事業所等と連携をしながら、障がい者の就労支援を行っています。

福祉施設から一般就労への移行については、平成 27 年度から令和元年までの 5 年間で、295 人が移行を実現しました。一般就労後は、就労定着支援事業を通じた相談、指導、助言等による支援のほか、各関係機関がアフターフォローを行っています。

令和元年度の平均工賃月額 は 15,507 円で、平成 25 年度の平均工賃月額 14,675 円と比較して、増加傾向となっています。

障がい者等への手当については、身体障害者手帳及び療育手帳を交付する際に、漏れのないうよう個別に案内をしています。

(4) 社会参加の促進

松山市長杯障がい者ソフトボール大会、松山市長杯障がい者卓球大会などの障がい者スポーツ大会を開催し、令和元年度は同ソフトボール大会に 108 人、同卓球大会に 47 人が参加し、社会参加の促進につながりました。

平成 29 年度には、第 17 回全国障害者スポーツ大会 愛顔（えがお）つなぐえひめ大会が開催され、大会期間中の参加者は延べ約 93,000 人にのぼり、選手が日頃の練習の成果を発揮して、全力で競技に取り組んでいる姿は、観客に大きな感動と勇気を与えました。そして、大会運営には多数のボランティアが関わり、障がい者スポーツの意義やすばらしさを共有し、障がい者に対する理解と交流が広がる大きな機会となりました。

平成 30 年度からは、公認障がい者スポーツ指導員¹²の資格取得に対する補助を実施し、令和元年度までに 50 人が新たに資格を取得しました。そして、本市主催の障がい者スポーツ大会に障がい者スポーツ指導員として、平成 30 年度は延べ 45 人、令和元年度は延べ 39 人が参加し、活躍しています。

(脚注) _____

¹² 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び加盟団体等から、公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき、資格認定を受けた指導者

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 身体障がい者の現状

身体障害者手帳所持者数は、増減を繰り返しながらやや減少傾向にあり、肢体不自由と内部障がいが全体の約84%を占めています。今後、社会全体の高齢化が更に進むことにより、加齢に伴う肢体不自由や生活習慣病に伴う内部障がいの割合が増加するとともに、障がい重複化すると見込まれます。

表1 身体障害者手帳所持者数（等級別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
1 級	9,999	6,328	6,328	7,422	6,164	6,239
2 級	4,574	4,545	4,443	4,984	4,405	4,323
3 級	3,455	5,160	5,011	4,941	4,902	4,847
4 級	4,983	6,025	5,853	5,276	5,898	5,699
5 級	1,125	1,550	1,552	1,336	1,570	1,577
6 級	1,124	1,207	1,201	945	1,963	1,966
合計	25,260	24,815	24,388	24,904	24,902	24,651

表2 身体障害者手帳所持者数（障がい別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
視覚	2,102	1,984	1,912	1,860	1,921	1,911
聴覚・平衡	1,774	1,465	1,467	1,591	1,511	1,520
音声・言語・ そしゃく	267	524	511	504	498	496
肢体不自由	13,287	14,566	14,290	14,415	14,687	14,467
内部障がい	7,830	6,276	6,208	6,534	6,285	6,257
合計	25,260	24,815	24,388	24,904	24,902	24,651

表3 身体障害者手帳所持者数（年齢別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
18 歳未満	427	532	506	530	534	495
18 歳以上	24,833	24,283	23,882	24,374	24,368	24,156
合計	25,260	24,815	24,388	24,904	24,902	24,651

2 知的障がい者の現状

療育手帳の所持者数は、増減を繰り返しながらやや減少傾向にあります。今後は、平均寿命の延びや少子化により、18歳以上の割合が増加すると見込まれます。

表4 療育手帳所持者数（程度別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
A（重度）	1,957	1,516	1,644	1,545	1,600	1,549
B（中軽度）	2,450	2,454	2,294	2,314	2,431	2,458
合計	4,407	3,970	3,938	3,859	4,031	4,007

表5 療育手帳所持者数（年齢別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
18歳未満	1,014	957	893	911	984	1,004
18歳以上	3,393	3,013	3,045	2,948	3,047	3,003
合計	4,407	3,970	3,938	3,859	4,031	4,007

3 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度から平成28年度までを除き、毎年200人以上増加しています。今後についても、様々な社会環境の変化に伴うストレスなどにより、精神疾患や精神障がいがある方は増加すると見込まれます。

表6 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別交付状況）（各年度当初現在、単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
1級	428	426	436	441	443	416
2級	2,105	2,215	2,372	2,545	2,721	2,984
3級	443	519	611	671	784	931
合計	2,976	3,160	3,419	3,657	3,948	4,331

4 発達障がい者の現状

発達障害者支援法、発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）及び発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）では、発達障がいとは、自閉症、アス

ペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい¹³及び注意欠陥多動性障がい¹⁴、言語の障がい及び協調運動の障がい並びに心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいとされています。

発達障がいのある方の人数は、複数の障がいが重複して存在することが多いといわれていることから正確に把握することは困難ですが、平成 24 年 12 月に文部科学省が公表した調査（平成 24 年 2 月から 3 月に実施）結果によると、小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は 6.5%と推定されています。

5 重症心身障がい児（者）の現状

重症心身障がいとは、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している状態をいいます（児童福祉法では、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」と定義しています。）。現時点では、市内の重症心身障がい児（者）の人数把握は行っていませんが、第 5 次愛媛県障がい者計画によると県内に約 400 人いると推計されています。

6 医療的ケア児（者）の現状

医療的ケア児（者）とは、人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（者）をいいます。令和 2 年 10 月末時点で、障がい者手帳の情報や障害児通所支援の利用情報等により、本市が医療的ケア児として詳細な情報を把握している人数は、約 60 人となっています。

7 高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障がいとは、疾病や事故による脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、具体的には、失語・失行・失認のほか、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが含まれ、これらの認知障がいにより、日常生活や社会生活への適応が難しい場合があるとされています。

なお、日常生活や社会生活に制約があると認められれば、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得が可能な場合があります。手帳を所持することで、障害福祉サービスの利用が可能であり、高次脳機能障がい者の利用者は増加しています。

（脚注）

¹³ 全般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態

¹⁴ 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの

8 難病患者等の現状

平成 27 年 1 月 1 日に施行された難病法及び児童福祉法に基づく、難病患者等に対する医療費助成制度の対象疾病は、年々拡大され、令和元年 7 月には特定医療費（指定難病）が 333 疾病、小児慢性特定疾病が 762 疾病となりました。令和 2 年 4 月 1 日現在の各医療受給者証所持者数は、特定医療費（指定難病）が 4,198 人、小児慢性特定疾病が 573 人となっています。

また、平成 25 年 4 月 1 日以降、障害者総合支援法による障害福祉サービスの対象疾病に、医療費助成制度の対象となる指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等のうち一部の難病患者等が追加されたことから、制度の利用者は年々増加しています。

表 7 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（系統別交付状況）

（各年度当初現在、単位：人）

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
血液系疾患	153	145	99	110	102
呼吸器系疾患	136	134	125	140	163
視覚系疾患	130	131	136	123	118
耳鼻科系疾患	0	0	0	2	2
循環器系疾患	183	179	133	129	131
消化器系疾患	1,093	1,104	989	933	930
腎・泌尿器系疾患	47	65	79	84	93
神経・筋疾患	1,024	1,091	1,090	1,098	1,169
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	8	5	7	7	10
代謝系疾患	100	100	98	104	116
聴覚平衡機能系疾患	0	0	0	0	0
内分泌系疾患	62	77	75	80	84
皮膚・結合組織疾患	271	260	242	236	244
骨・関節系疾患	242	237	226	225	248
免疫系疾患	684	737	695	734	788
合計	4,133	4,265	3,994	4,005	4,198

※平成 29 年 12 月 31 日に、難病法施行前の特定疾患治療研究事業の経過措置期間終了

表8 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数（疾患群別交付状況）

（各年度当初現在、単位：人）

	H30 年度	R 元年度	R2 年度
悪性新生物	75	77	78
慢性腎疾患	34	38	37
慢性呼吸器疾患	11	7	6
慢性心疾患	118	135	129
内分泌疾患	172	167	150
膠原病	22	21	24
糖尿病	30	28	29
先天性代謝異常	15	15	14
血液疾患	13	10	10
免疫疾患	7	6	6
神経・筋疾患	34	36	39
慢性消化器疾患	24	24	30
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	5	5	6
皮膚疾患	5	6	3
骨系統疾患	0	9	11
脈管系疾患	0	1	1
合計	565	585	573

第3章 施策体系

障がい政策	障がい施策
1 地域生活の支援	①意思決定支援
	②相談支援
	③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等
	④保護者その他の家族に関する支援
2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実	①情報提供の充実
	②意思疎通支援
3 災害・危機事象対策の推進	①災害対策
	②危機事象対策
4 子どもの発達支援の充実	①全般的な支援
	②乳幼児期の発達支援
	③学童期の発達支援
	④保護者支援
	⑤医療的ケア児の支援
5 雇用の充実と経済的自立の支援	①一般就労への移行等
	②就労に関する障害福祉サービスの充実
	③その他
6 福祉を支える人づくり	－
7 権利擁護の推進	－
8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進	－

第4章 個別の施策

1 地域生活の支援

(1) 現状・課題

共生社会を実現するために、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことが基本とされています。

特に、障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むためには、様々なサービスの提供体制だけではなく、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。さらに、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保によって共生社会を実現させていくことを目指す上で、障がい種別によらず、様々な相談ができる窓口へのニーズは高く、本市では、障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センター等を整備し、様々な相談を受け止め、各窓口が自ら対応したり、関係機関につなぐなど、相談支援の中心的な役割を担っています。

また、提供される様々なサービスについては、質的・量的な充実が必要であり、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）については、3年ごとに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定し、これらの中で障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策等を定めています。また、障がい者手帳の交付、医療費の助成、手当の支給、補装具の支給、日常生活用具の給付等も行っています。

障害福祉サービス等の提供に当たっては、他の制度との連携も重要であり、特に介護保険に関して、令和2年度に本市が実施した障がい者団体等へのヒアリングの中で、65歳を迎える障がい者の中には、介護保険に移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたいという希望があるという事例や、介護保険の事業所の中には、障がいの特性に対する理解が十分ではなく、適切な支援を受けられないという事例、そして障害福祉サービス等の事業所と介護支援専門員¹⁵等との連携が十分ではなく、適切に利用者の支援に関する情報が引き継がれていない事例などの報告がありました。

令和元年度に県市が連携して実施した障がい者ニーズ調査によると、将来の不安について、「生活のこと」を挙げている人が35.7%であり、現在の悩み事の中では2番目に多いという結果でした。また、令和2年度に本市が実施した障がい者団体等のヒアリングの中では、保護者で組織されている全団体が、親亡き後の障がいがある子どもの生活に関する不安

（脚注） _____

¹⁵ 介護保険に関して、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、これらの人がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス等を利用できるよう本市、サービス事業者、施設等との連絡調整を行う者

を抱えている人が多いと回答しました。今後、地域生活を送る障がい者の高齢化、重度化の進行を見据えると、地域生活支援拠点等の重要性が増していくものと考えられます。

近年、いわゆる 8050（はちまる・ごうまる）問題といわれる事項を含む、家族だけで支援を抱え込んでしまうケースが問題になっています。特に 8050 問題については、一見問題がないような世帯の中に、一たび経済問題や健康問題が生じれば、一家全体が困窮に陥る世帯が多数含まれていることが指摘されています。その背景には、本人の病気・障がい、親の介護、経済的困窮、人間関係の孤立等、複合的な課題を抱えているとされており、地域全体で支えていく必要があると考えられます。

そして、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に当たっては、強度行動障がい¹⁶や高次脳機能障がい等を有する障がい者に関して、事業所の人材育成等を進めることにより支援体制の充実を図る必要があります。このほか、発達障がい者及び罪を犯した障がい者についても、特性に応じた適切な支援が求められています。

（2）政策の方向性

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で暮らすため、包括的な支援体制を充実させ、障がい者やその家族の問題解決や不安解消に努めます。

（3）具体的な障がい施策

①意思決定支援

障がい者の意思決定支援については、それぞれの障がいの状態等に関して個別性が高く、その支援方法も多様なものとなるため、障がい者の意思決定支援に関わる者が、創意工夫を図り、質の向上に努めていく必要があります。そのための情報提供として、特に、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の周知に努めます。

②相談支援

相談支援の充実に向けて、主任相談支援専門員¹⁷、地域リーダー¹⁸等と連携して、相談支

（脚注） _____

¹⁶ 直接的他害（噛みつき、頭つきなど）や間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持）、自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な状態

¹⁷ 相談支援業務全般のマネジメント、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援、社会資源の開発・連携や地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけ等を担う者

¹⁸ 愛媛県が実施する愛媛県相談支援従事者地域リーダー養成研修を受講した人で、本市又は中予圏域で行われる研修会、事例検討会等で講師、スーパーバイザー等を務めるなど、地域の人材育成を推進する役割を担うことが期待されている者

援専門員に対する研修、事例検討、スーパービジョン¹⁹、相互評価等の実施を通し、相談支援専門員の人材育成を進めます。

また、基幹相談支援センターに求められている機能²⁰の検証を行い、必要な見直しについて検討を行うことにより、地域の重層的な相談支援体制をより一層充実させることを目指します。さらに、他の福祉の相談窓口との連携の強化による、複合課題、狭間のニーズに柔軟に対応していくことを検討し、ひいては地域共生社会²¹の実現を目指します。このほか、主任相談支援専門員の確保にも努めます。

③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の確保に努めます。これらの計画の中で、サービスの見込み量、その確保の方策等、詳細について定めます。

引き続き、障がい者手帳の交付、医療費の助成（重度心身障害者医療、自立支援医療、難病医療費等助成等）、手当の支給、補装具の支給、日常生活用具の給付等を通して、地域生活の支援につなげます。

また、障害福祉サービスをはじめとした、様々なサービス（インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。以下同じ。）を含む。）が一元的かつ計画的に提供されることを目指します。また、地域資源やインフォーマルサービスについても情報発信に努めます。

65歳を迎えるなどした障がい者が、介護保険の被保険者となった際に、引き続き使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できるよう、障がい者が必要とする支援を継続できる、より柔軟な対応について検討します。さらに、介護支援専門員との連携を図るため、障害福祉サービス関係者と介護支援専門員との情報交換等を行う場の設置や、介護支援専門員、介

（脚注）

¹⁹ 障がい者に対し、より質の高い援助を提供するために、相談支援専門員の人材育成と人材活用を目的として明確な目標を掲げ、スーパーバイザー（いわゆる指導役、ファシリテーター役など）によって行われるスーパーバイジーの成長を支援する、また、その体制を整えるプロセスをいう。「管理的機能」、「教育的機能」、「支持的機能」の3つの機能があるとされている。

²⁰ （ア）相談支援事業者への専門的指導・助言、（イ）相談支援事業所の人材育成、（ウ）相談機関との連携強化のあり方、（エ）地域移行・地域定着の促進、（オ）権利擁護・虐待の防止等

²¹ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

護保険サービス事業所の従業者等の障がいに対する理解促進を図ることを検討します。

④保護者その他の家族に関する支援

地域生活支援拠点等については、障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センターが相談機能を担い、松山市精神障がい者地域生活チャレンジ事業等で地域生活の体験の機会・場を提供し、短期入所の事業者と連携して緊急時の受入れ・対応を行い、障がい者総合相談窓口及び障がい者北部・南部地域相談支援センターによる指定相談支援事業所との連携や困難ケースの検討会等を実施して、支援を行う体制を確保しています（いわゆる面的な整備）。今後、この体制について検証を行い、緊急時の受入れガイドラインの整備など、必要に応じた見直しを行います。また、地域生活支援拠点等の機能を担う届出事業所（運営規程の中に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を記載し、市に届出を行った事業所をいう。）が増加するよう働きかけを行います。また、地域生活支援拠点等について、積極的な情報発信を行い、市民の認知度を高めます。

ひきこもりが関係し、家族だけで問題を抱え込んでしまう場合については、ひきこもり相談室（愛媛県心と体の健康センター内）、地域包括支援センター²²、障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センター等の関係機関と連携を図り、必要に応じて障害福祉サービス等につなげられるよう努めます。

（脚注）

²² 保健師、社会福祉士等が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるようにするための施設

2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実

(1) 現状・課題

他者とのコミュニケーションを取ることは、日常生活や社会生活を送る上で、必要不可欠なことです。情報通信技術が進歩したことにより、多くの方がより簡単に情報を入手できるようになりましたが、障がいに対する配慮がないと、障がいのある人となない人との間で得られる情報の格差が広がり、コミュニケーションに支障が生じることが懸念されます。

情報提供の量に関連して、令和 2 年度に本市が実施した障がい者団体等のヒアリングの中で、障がい者自身がどのようなサービスを利用できるか把握できていない状況があることや、市からの情報提供量を増やしてほしいという要望等がありました。

聴覚障がい者の意思疎通にとっては、手話通訳等はとても重要なコミュニケーションの手法であり、ICT²³の導入や法制定によって、タブレット端末等による遠隔での手話通訳や電話リレーサービス²⁴などが導入されており、今後これらの積極的な活用も期待されています。

一方、手話通訳者の高齢化の問題や人員が充足している状況ではないなどの課題があり、さらに、手話通訳者を養成するには長期間を必要とすることから、計画的に新たな担い手を養成する必要があります。

また、聴覚に障がいがない場合であっても、障がいの特性によっては、言葉でのコミュニケーションだけではなく、表情や身振り手振りなどによるコミュニケーションも難しい場合があります、障がいの特性に応じた意思疎通のための視線入力機器や PC ソフトウェアなどの支給の要望もあります。

(2) 政策の方向性

障がい者が必要な情報をスムーズに取得して活用できるように、障がい者が必要としている情報へ到達しやすい環境整備を行い、障がい者への情報提供の質と量を充実させていきます。

また、障がい者が、自らの意思を表示し、他者とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

(3) 具体的な障がい施策

①情報提供の充実

本市からの障がい者への情報提供に当たっては、適切に合理的配慮が提供できるよう、

(脚注) _____

²³ Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を指す。

²⁴ 手話通訳者などがオペレーターとして聴覚や発話に障がいのある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発話に障がいのある方とこれらの方以外の方との意思疎通を仲介するサービス

「障がいのある方への対応のしおり」を作成していますので、この活用を徹底することにより、行政が提供する合理的配慮の充実を図ります。また、「障がいのある方への対応のしおり」を民間の事業者にも閲覧できるようにするなど、市全体で障がい者への情報提供に当たっての合理的配慮が充実するよう努めていきます。

情報提供の量・質の充実に関しては、障がい者が利用できるサービスを網羅し、毎年度改訂している「障がい者福祉のしおり」、「精神保健福祉のしおり」及び「難病に関するしおり」の積極的な情報発信に努めます。情報発信に当たっては、既存の情報発信ツールである広報まつやま等を活用するほか、ソーシャルネットワークサービス（SNS）も積極的に活用していきます。

②意思疎通支援

意思疎通支援について、タブレット端末による遠隔手話通訳は導入されて間もないことから、更なる周知啓発を行います。電話リレーサービスについては、国の動向を見ながら適切に対応していきます。そして、手話通訳者の確保については、手話通訳者養成講座等を実施して、人材の確保に努めます。また、コミュニケーションの支援に関する新たな種類の日常生活用具の支給等については、他市の状況を参考に、調査研究していきます。

3 災害・危機事象対策の推進

(1) 現状・課題

平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害など、これまでの被害を超える災害が全国各地で発生しており、災害時に支援を要する避難行動要支援者の安全を確保することが重要な課題となっています。

令和元年度に県市が連携して実施した障がい者ニーズ調査によると、将来の不安として「地震など災害のこと」を挙げた人は 22.9%でした。さらに、災害時に安全に避難できる環境にあるかどうか尋ねたところ、44.5%の人が「避難できる」と回答した一方で、「避難できない」と回答した人が 15.9%、「わからない」と回答した人が 33.5%にのびりました。また、地域の避難訓練への参加経験については 71.8%の人が「ない」と回答しました。

避難行動要支援者支援制度について、「第 1 章 5 松山市第 3 期障害者計画（平成 27 年度から令和 2 年度まで）の成果」でも記載しているとおり、登録者数は、平成 29 年度の 454 人から、令和 2 年 5 月 31 日現在で 892 人に増加しています。また、避難行動要支援者支援制度の登録と同時に、個別避難計画（地域の特性や実情を踏まえ、災害時の具体的な避難の在り方を定めたものをいう。以下同じ。）を策定していますが、令和 2 年度に本市が実施した障がい者団体等のヒアリングの中では、この内容を更に充実させる必要性が指摘されています。

福祉避難所²⁵については、各施設の協力により施設数は増加している状況であり、さらに福祉避難所の施設の理解と協力を得て、毎年訓練を重ねています。福祉避難所は、障がい者等、避難所での生活に特別な配慮が必要と判断された人が避難生活を行う上で必要不可欠なものであり、今後とも量だけではなく、質的な充実も図っていく必要があります。

加えて、障がいの特性によっては、聴覚障がい者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器等の防災機器が必要な場合があるほか、在宅で人工呼吸器を装着しているなど、医療的ケアが必要な障がい者については、特に停電時の電源確保に不安を抱えていることから、対応策を検討する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、他の地方公共団体では、障害者支援施設等でクラスターが発生したことが報告されているほか、松山市内でも精神科病院や高齢者施設での感染事例が報告されています。特に、これらの施設は、新型コロナウイルスの感染事例が発生しても事業を継続しなければならない施設であり、従業員の人員確保に関する支援など、事業継続に当たっての対策が必要です。また、令和 2 年度に本市が実施した障害福祉サービス等の事業を実施する法人に対するヒアリングの中では、衛生資材の不足、感染収束後の利用者の確保等に不安を感じていることが明らかになっており、これらの課題への対応も必要となっています。

（脚注）

²⁵ 災害が発生した際に、指定避難所内の一般避難スペースでのケアが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者を必要な期間受け入れるための二次的な避難所（令和 3 年 2 月現在）

(2) 政策の方向性

災害や危機事象（新型コロナウイルス感染症等大規模な感染症が発生した場合等をいう。以下同じ。）の発生時であっても、障がい者が地域で安心して生活できるよう、これらの対策を充実させます。

(3) 具体的な障がい施策

①災害対策

市内で大規模地震が発生した場合等は、速やかに災害対策本部等の組織編成を行い、松山市地域防災計画²⁶に基づき、福祉関係者をはじめとした関係機関と連携しながら、全職員が総力をあげ災害応急対策活動を実施します。松山市地域防災計画の中では、大規模災害時に住民が取るべき行動が定められており、具体的には、安全地帯への避難、救援隊の救助作業に対する協力等が定められています。

特に避難については、(1) 現状・課題に記載しているとおり、災害時に安全に避難できないと認識している人が一定数存在する一方で、地域の避難訓練に参加した経験がある人は少ないのが現状です。また、国の令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）の議論の中でも、災害時の公助による避難支援には限界があることから、避難行動要支援者の避難は地域（共助）による支援が不可欠と指摘されています。したがって、今後、関係部署との連携の下、障がい者に、地域の避難訓練への参加を促すなどにより、障がい者と地域住民との間で、関係性をあらかじめ構築しておく必要があります。そして、関係が構築された結果、次に述べる避難行動要支援者の個別避難計画の実効性の確保につながっていくものと考えています。

また、WGでは、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を把握している相談支援専門員等の参画の下、行政が障がい者本人、家族、地域住民等と連携して、個別避難計画を策定することなどが議論されています。この動向を見ながら、個別避難計画の充実を図るとともに、既存の避難行動要支援者名簿の有効活用を進め、大規模災害時の障がい者の避難の実効性が確保できるよう適切に対応していきます。

障がいの特性によっては、避難所でも特別な配慮が必要な場合は、福祉避難所に移ることとなっています。これまで福祉避難所の開設に至った事例はないことから、実際に避難する可能性がある障がい者やその関係者の視点を入れながら開設の訓練を重ね、福祉避難所の質的な充実を図ります。

災害時に有効な機器については、日常生活用具として給付可能な物があることから、申請について適切に勧めていきます。また、医療的ケアが必要な障がい者の電源確保については、

(脚注) _____

²⁶ 市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務及び業務を中心として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（防災関係機関）が、処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画

今後、他市の実施状況等も参考に災害時の支援策について調査研究していきます。

②危機事象対策

障害者支援施設等への支援策として、愛媛県が「えひめ福祉支援ネットワーク（E-WEL ネット）」を構築しており、令和 2 年 11 月時点で、新型コロナウイルス感染者発生施設等へ応援職員を派遣する協力法人として 259 法人が登録されています。したがって、障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合等には、愛媛県と連携して、この枠組みにより、障害者支援施設等の事業継続を支援します。

地域生活を送っている障がい者に関しては、家族の中で障がい者の介護を担っている人が新型コロナウイルスに感染するなどし、障がい者が濃厚接触者になった場合についても、愛媛県と連携して、必要な訪問系サービス等の支援を継続できるようサービスを提供する事業所、相談支援事業所と調整を行います。また、これらの調整を行うに当たり、対応に係るフロー図の整理などをあらかじめ行うこととします。

このほか、国の支援の下、衛生資材を確保し、備蓄を進めていくほか、障害福祉サービス等の手続の簡素化、代替サービスとして在宅支援への切替え等、利用者の要望に応じて柔軟に対応します。

4 子どもの発達支援の充実

(1) 現状・課題

障がい児の支援を行うに当たっては、保健、教育、福祉の関係機関が障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、必要な支援を行っています。また、障がい児が様々な制度を利用する中で、地域の保育、教育等を受けることができるよう体制を整備し、障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが求められています。

障がい児の支援について、特に課題として指摘されているのが、障害児相談支援を担う相談支援専門員の不足です。そのため、児童支援利用計画（案）を保護者等が作成する、いわゆるセルフプランの割合が大人と比べて高く、この場合、相談支援専門員の客観的な視点が入らないこと、モニタリングが行われないこと、保護者が地域の社会資源を十分把握していないまま計画が立案される可能性があるなどの理由により、相談支援専門員が作成する児童支援利用計画（案）と同等の質が確保されていない懸念があります。

また、相談に関して、発達障がいに関する相談窓口が複数箇所設置され、いわゆる面的な整備で対応している状況ですが、保護者からはどこに相談すれば良いか分かりにくいといった意見が寄せられています。このほか、子どもの障がいを受容できない保護者が、相談初期の段階で児童発達支援センター、障がい福祉課等で相談や手続を行うことは、心理的に抵抗がありハードルが高いといったことが指摘されています。こういった中、地域の小児科が保護者の相談初期の窓口として利用されている状況もあるため、地域の医療機関と様々な関係機関の連携を更に構築していく必要があります。

さらに、地域の保育所、幼稚園等では、地域社会へのインクルージョンを推進する観点から、障がいの有無にかかわらず様々な児童を受け入れており、これらの現場の職員に対する専門的な知識の提供、発達支援²⁷や指導方法の助言等の後方支援が求められています。

学童期の発達支援に関しては、近年、放課後等デイサービスの事業所数の増加が顕著です。今後これらの事業所の支援の質が向上し、地域支援や家族支援の機能も発揮されることが求められます。さらに、放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所と家庭及び学校と

（脚注） _____

²⁷ 障がい者が確定した子どもへの運動機能や検査上の知的能力の向上などの障がい改善への努力だけでなく、障がいのある子ども等（その可能性がある子どもを含む。）が地域で育つときに生じる様々な課題を解決していく努力の全てをいい、その中には、子どもの自尊心や主体性を育てながら発達上の課題を達成させ、成人期に豊かで充実した自分自身のための人生を送ることができる人の育成（狭義の発達支援）、障がいのある子どもの育児や発達の基盤である家庭生活への支援（家族支援）、そして地域での健やかな育ちと成人期の豊かな生活を保障できる地域の変革（地域支援）が包含されている概念とされている。

（山根希代子＝宮田広善、光真坊浩史編『障害児通所支援ハンドブック』11頁（エンパワメント研究所、2015年））

の連携も求められています。特に、文部科学省と厚生労働省にて「トライアングルプロジェクト」が発足されていますので、この趣旨を踏まえ、家庭と教育と福祉が情報共有や連携をより一層強化し、切れ目のない支援につなげていく必要があります。

また、発達障がい児及びその家族への支援については、障がいの早期発見、早期対応のほか、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付け、より一層適切な対応ができるようにしていく必要があります。そして、これらの取組により、保護者が子どもの発達像を肯定的に捉えられるようにしていくことが必要です。

医療的ケア児に関しては、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域の医療的ケア児及びその家族のニーズ等を把握し、支援の充実を図る必要があるとされています。そこで、本市では、平成 30 年度に松山市医療的ケア児支援検討会を設置し、愛媛県が令和元年度に実施した愛媛県医療的ケア児等実態調査の結果を踏まえ、医療的ケア児を取り巻く課題の洗い出し及びその整理を行いました（表 9）。

これらのほか、乳児院や児童養護施設の子どもについては、18 歳の退所時のキーパーソンの不在、経済的な問題、住む場所等の複合的な課題があると指摘されていますので、これらの課題等に応じた適切な支援が求められています。

表 9 松山市医療的ケア児支援検討会で整理された課題

区分	課題
事業所関係	・利用できるサービスが少ない。 （児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、訪問入浴） ・対応できる事業所が少ない。 ・（特に知的な遅れのない児童に対して）地域の保育所等、幼稚園、学校に通うことが難しい。 ・事業所及び学校への送迎問題（特に学校に関しては登校支援が課題） ・保護者の付き添いが必要なため保護者の負担が大きい。 ・就労希望の保護者に対して支援がない。 ・災害時の対応（電源確保、避難所等） ・ケース会議を通じた関係機関の連携が必要
行政関係	・本市の医療的ケア児数等の継続的な実態把握ができていない。 ・医療的ケアを行う看護師の確保 ・医療的ケアを実施する場所の確保 ・医療的ケアを実施するためのガイドラインの作成が必要 ・保護者や関係者への相談先、事業所等の十分な情報提供 ・児童だけではなく、大人への支援も必要

(2) 政策の方向性

保健、教育、福祉の関係機関が連携し、障がいのある乳幼児、児童及び生徒が、その年齢、特性等に応じた切れ目のない支援を受けられることを目指します。

(3) 具体的な障がい施策

①全般的な支援

相談支援専門員の実働人数が不足していることに起因する各種課題については、一部には相談支援専門員の障がい児に対する知識等が足りず、障害児相談支援に十分に対応できていないケースがあることが指摘されていますので、研修等の様々な機会を通してスキルアップを図り、障がい児の相談支援に対応できる相談支援専門員の増加を目指します。また、障害児等療育支援事業等を活用して、支援が必要な障がい児、保護者等に積極的に働きかけを行い、支援を提供していくことを検討します。

相談窓口に関して、特に発達障がいの窓口が分かりにくいという指摘については、既存の発達障がいに関する相談窓口の現状や課題を共有し、課題解決に向けた協議を進めます。

また、家庭と関係機関との連携については、子どもの成長を支え、子どもへの理解促進のために作成しているツールのリレーファイル「きずな」²⁸を有効活用します。

②乳幼児期の発達支援

相談初期の相談窓口等の心理的なハードルが高いことについては、松山市障がい者総合支援協議会²⁹（以下「障がい者総合支援協議会」という。）のこども支援部会でも課題として挙げられており、関係機関によるきめ細やかな声掛けをはじめとした効果的な対応策を検討していきます。また、相談初期に利用されることが多い、地域の小児科との連携を深め、関係機関にスムーズにつながる体制の整備を目指します。

地域の保育所、幼稚園等でのインクルージョンの推進のうち、これらの職員の後方支援については、各現場と障がい福祉の関係機関との連携を図る中で、発達支援に関する技術の指導等、必要な支援を提供します。特に、保育所等訪問支援事業は、子どもへの直接的な専門的支援と、保育所、幼稚園等の職員との情報共有や支援方法等の指導を行う、非常に重要な事業ですので、これが有効活用されるように、相談支援専門員、保育所、幼稚園等の職員、障がい児の保護者等に対する事業の理解促進に努めます。あわせて、巡回支援専門員整備事業や障害児等療育支援事業との役割分担を明確にし、事業利用に当たっての流れなどを整

（脚注）

²⁸ 子どもの成長を支える多くの人に、子どもへの理解を深めてもらうことを目的としているもので、子どもの特徴、成長過程、支援の方法等を記入できる。

²⁹ 障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき設置されている協議会で、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行い、地域の障がい者等への支援体制の整備を図っている。

理していきます。また、インクルージョンの推進に当たっては、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所は、保育所、幼稚園、小学校等への移行支援の機能も担っていますので、これが十分発揮されるよう、事業所に対して移行支援を踏まえた児童発達支援計画を組み立てていただくよう周知を行うほか、移行先の障がいに対する理解の促進に努めます。

また、児童発達支援管理責任者研修等を通して児童発達支援ガイドラインの周知を行い、更なる支援の質の向上を図ります。

③学童期の発達支援

放課後等デイサービスについては、児童発達支援管理責任者研修等を通して放課後等デイサービスガイドラインの周知を行い、更なる支援の質の向上を図ります。また、福祉、教育の連携に当たっては、学校現場の教員に対する放課後等デイサービス等の理解向上を図り、スムーズに連携できるよう努めます。

④保護者支援

発達障がいの早期発見、早期支援には、発達障がい児及びその家族への支援が重要ですので、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング等の実施を進めることにより、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身に付け、適切な対応ができることを目指します。

⑤医療的ケア児の支援

前述のとおり、松山市医療的ケア児支援検討会で、これまで医療的ケア児を取り巻く課題の洗い出し及びその整理を行ってきました。今後は、これらの課題について、優先順位が高いものから、対応策を検討していきます。さらに、医療的ケア児に関するコーディネーターを引き続き配置します。

5 雇用の充実と経済的自立の支援

(1) 現状・課題

令和元年度に県市が連携して実施した障がい者ニーズ調査によると、「経済的なこと（お金のこと）」を現在の悩みに挙げている人が40.5%と、現在の悩み事としては3番目に多い項目でした。このような不安に対しては、一般就労、就労系の障害福祉サービスの利用等の就労支援や手当、障がい年金等の制度の周知を行っています。

現在、就労支援専門員を2人配置し、ハローワーク、愛媛障害者職業センター、えひめ障がい者就業・生活支援センター、愛媛中央産業技術専門校、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員等と連携し、障がい者の就労支援を行っています。また、障がい福祉計画の中では、福祉施設から一般就労への移行等について重点的な目標を掲げるとともに、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労定着支援の利用量の見込みを立て、これを達成するための施策に取り組んできました。

福祉施設から一般就労への移行については、これまでの松山市障害福祉計画（第1期）から現行の松山市第5期障害福祉計画、さらには、令和3年度からの次期計画である松山市第6期障がい福祉計画でも重点的な取組に掲げられており、より一層の取組の強化が求められています。

一般就職した障がい者がその職場に定着するためには、アフターフォローがとても重要で、障がい者総合支援協議会の就労支援部会の中で、アフターフォローの有無が就労を継続できるかどうか大きく影響していることが指摘されています。また、アフターフォローに関連して、一般就労の定着に当たっては、就職先のメンターの役割を担う方³⁰、上司、同僚等の障がいに対する理解の促進も必要です。障がいの特性により、職場環境の変化に対応することが難しい場合がありますので、例えばキーパーソンとなるメンターの機能を担う方が異動になった場合であっても、継続して同じ理解の下、障がい者に対して配慮できるような環境整備が必要となっています。平成30年4月1日からは、一般事業主の障がい者雇用義務の対象に精神障がい者が加わったことで、精神障がい者の一般就労がますます注目されるとともに、一般事業主側の理解の促進が重要となっています。

就労系の障害福祉サービスについては、特に、松山市第5期障害福祉計画の取組の検証を行う中で、就労移行支援事業の利用者数が伸びていないことが課題となっており、障がい者総合支援協議会の就労支援部会の議論の中では、この背景には、就労移行支援事業所間の横のつながりが少ないことや就労移行支援事業所の障がい者、相談支援専門員等の認知度がまだまだ低いといった課題があると指摘されています。

（脚注）

³⁰ 豊富な知識と職業経験を有した先輩職員で、後輩職員に対して個別支援活動を行い、キャリア形成上の課題解決を援助して個人の成長を支えるとともに、職場内での悩みや問題解決をサポートする役割を果たす者

また、障がい者就労施設等への受注の機会を確保するために、庁内各課に優先調達推進員³¹を配置し、これらの施設からの物品等の調達に努めています。

このほか、本市でも平成 30 年 8 月に障がい者雇用率の算定誤りにより、法定雇用率を達成していないことが判明しましたが、現在この状況を改善し、再発防止を徹底するとともに、民間企業に率先して障がい者雇用を進めています。

(2) 政策の方向性

障がいのある人が、就労や生産活動を行うに当たって能力を最大限に発揮し、活躍できるよう、その特性に応じた支援の充実を図ります。

(3) 具体的な障がい施策

①一般就労への移行等

前述のとおり福祉施設から一般就労への移行については、令和 3 年度からの計画である松山市第 6 期障がい福祉計画でも重点的な取組に掲げています。引き続き就労支援専門員の配置や障がい者総合支援協議会の就労支援部会での議論を通して、関係機関との連携を強化します。特に、障がい者総合支援協議会の就労支援部会で重点的な取組の進捗管理を行います。

職場定着については、就労定着支援を通して、就労に伴い生じている生活リズム、体調の管理、給料の浪費その他の生活面の課題について、必要な支援を行うとともに、えひめ障がい者就業・生活支援センターでの定着支援の周知を通して必要な支援につなげていきます。また、ジョブコーチ制度³²の周知も行い、職場の人間関係の構築、障がい特性への理解促進につなげていきます。

企業等の障がいに対する理解については、例えばキーパーソンとなるメンターの役割を担う方への研修会の実施などを通して、障がいに対する理解を深めることや、同じ理解の下、継続的な支援を行う重要性について周知啓発を行うとともに、障がい者の実習や体験の受入れ促進等に努めます。また、障がい者雇用の事例紹介等、雇用拡大に向けた取組を検討します。

②就労に関する障害福祉サービスの充実

就労移行支援事業の利用者の増加に向けては、就労移行支援事業の対象者となり得る障がい者が、他の障害福祉サービス（就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型）を利用して

(脚注) _____

³¹ 市役所の各課等で、障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報を課内で周知し、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する役割を担う職員

³² 障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図るもの

いる可能性があるため、これまで作成したパンフレットなどのツールを活用した事業や事業所の周知を進め、潜在的な利用者の掘り起こしを進めていく必要があると考えています。そして、就労移行支援事業所等の情報交換の場の設置、研修会の実施等により、横の連携を深め、支援に関するノウハウの蓄積など、質の向上を図ります。

障がい者就労施設等の受注の機会の確保については、庁内各課の優先調達推進員に対して、定期的に事業所が取り扱っている物品等の情報提供を行い、物品等の発注につなげていきます。

③その他

本市の障がい者雇用については、今後障がい者雇用率の引上げが予定されていることから、引き続き計画的に採用試験を実施し、障がい者の特性に応じた適正な採用や配置を行います。

このほか、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、諸手当や障がい年金等の受給資格がある障がい者が、制度を知らなかったことなどにより、不利益を被らないよう、様々な障がい特性に配慮し、制度の周知に取り組みます。

6 福祉を支える人づくり

(1) 現状・課題

地域共生社会は、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものとされており、この土台として障がいに対する更なる市民の理解が必要不可欠となっています。

そして、福祉を支える人づくりの前提として、障害福祉サービス等の事業所で働く人材の確保も重要となっています。令和 2 年度に本市が実施した障害福祉サービス等の事業を実施する法人に対するヒアリングの中では、多くの事業所で人材確保が難しい状況となっており、求人を出しても応募自体がないといった事例や離職者が多い状況も報告されています。背景には勤務体系の問題、給与体系の問題（業務量とのバランスの問題を含む。）、人間関係の問題等があるとされています。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がい等多様な障がいがある障がい者に対して、障害福祉サービス等で適切な支援ができるよう、人材育成を通して、障がい福祉分野で働く従業者の専門性の向上や支援体制の整備を図る必要があります。また、相談支援専門員は、適切なサービスの提供を担保するためのキーパーソンであり、相談支援専門員の専門性の向上は、障害福祉サービスの提供体制の充実と強化につながります。

(2) 政策の方向性

福祉を支える人づくりを様々な角度から進めていきます。

(3) 具体的な障がい施策

市民の障がいに対する理解の促進については、様々な場を活用して、啓発を行います。具体的には、障害者週間の啓発、パーキングパーミット、ヘルプマーク・カード³³その他シンボルマークの周知等を引き続き行います。また、障がいの有無にかかわらず参加できるイベント等の開催を支援し、障がいのある人となない人の交流やふれあいの場を確保します。

障害福祉サービス等の事業所で働く人材の確保については、事業者や関係機関と協働して、障がい福祉の現場の魅力の周知を含めた PR に努めます。また、従業者の業務上の負担が大きいことなどによる離職を避けるため、介護ロボットの導入のほか、文書の簡素化、標準化、ICT 化などの従業者の負担軽減策の実施を検討します。人材確保については、障害福

(脚注) _____

³³ ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がい者、難病患者、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのもの。ヘルプカードは、外出時に携帯して、少し手助けが欲しいときや災害時、緊急時など、支援が欲しいときに、周りの人にヘルプカードを見せて、支援を求めるためのもの。

祉分野全体の問題であるため、障がい者総合支援協議会の場合などを活用し、協議を行います。

そして、集団指導及び実地指導を通して、従業者の専門性の向上を進めるとともに、事業所の質の向上に努めます。研修を通じた障害福祉サービス等の従業者の人材育成については、県が実施する研修を踏まえ、市として実施すべき研修の整理を行った上で、その実施に努めます。あわせて、愛媛県相談支援専門員人材育成ビジョンに基づき、市の役割とされている研修、事例検討、スーパービジョン、相互評価その他の必要な措置の実施に努めます。

7 権利擁護の推進

(1) 現状・課題

障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を支援し、障がいの有無にかかわらず地域で共に安心して暮らしていくためには、障がいを理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為をなくさなければなりません。令和元年度に県市が連携して実施した障がい者ニーズ調査によると、障がいのある人の 37.9%が、障がいによる差別を受けたことがあると回答し、このうち 52.3%が外出先で差別を受けたことがあると回答しています。障害者差別解消法では、正当な理由なく、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている事物、制度、慣行、観念その他一切の社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供が求められています。

虐待の防止については、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待防止センターの機能を障がい福祉課に設置し、関係機関と連携し、虐待防止に取り組んでいるほか、障がい者に対する虐待の通報等があった場合は、事実確認、関係者との協議、必要に応じて施設に一時的に入所させるなどの措置等を適切に行っています。また、研修会等を開催し、事業者への意識啓発に取り組み、虐待の未然防止を図っています。そして、児童虐待については、児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき、子ども総合相談センター事務所が要保護児童対策地域協議会の調整機関として、愛媛県福祉総合支援センター、警察等の関係機関と連携し、未然防止、早期発見に努めるとともに、専門性向上のための研修会の開催や、児童虐待防止の啓発活動を行っています。

そして、成年後見については、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な人の権利を守るために、松山市権利擁護センターを設置し、制度の周知・啓発、相談、福祉サービス利用援助事業等を行っています。このほか、成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して、市長による申立てや後見人に対する報酬等の助成を通して利用の支援を行っています。このような中、更なる制度の充実のために、平成 28 年 5 月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）などにより、全市町村で地域連携ネットワークの中核を担う、中核機関の整備に努めることとされるなど、取り巻く環境が変化しています。

(2) 政策の方向性

差別解消、虐待防止及び成年後見に関する取組を通して、障がい者の権利擁護を進めます。

(3) 具体的な障がい施策

差別解消、虐待防止及び成年後見に関して、引き続き障害福祉サービス等の事業所向けの研修会を開催し、事業者による支援の質の向上と更なる障がい者の権利擁護を進めます。

差別解消法に関する合理的配慮については、市職員向けに作成している「障がいのある方への対応のしおり」の周知を通して行政が提供する合理的配慮の充実を図ります。また、同

しおりを民間の事業者等にも閲覧できるようにし、市全体の合理的配慮の提供の充実を図ります。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を「第8期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に包含して策定し、これまで権利擁護の推進機関として実績を積み上げてきた松山市権利擁護センターを中核機関として位置付け、権利擁護の強化を図っていきます。

8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進

(1) 現状・課題

令和元年度に県市が連携して実施した障がい者ニーズ調査によると、障がいを理由に諦めたり妥協したりしたこととして、「スポーツ活動」を挙げた人が26.4%、「芸術文化活動」を挙げた人が7.5%でした。

スポーツや芸術文化活動については、昭和60年から障がい者のスポーツ大会として、松山市長杯のソフトボール大会、卓球大会を開催しており、芸術文化活動については、総合福祉センター内の若草地域活動支援センターで、書道講座、社交ダンス講座その他の芸術文化に関する講座等を実施しています。それぞれの行事に、多数の障がい者が参加している状況ですので、引き続き障がい者がスポーツ及び芸術文化活動に参加できる機会の提供が必要です。さらに、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツや芸術文化活動を切り口に、様々な方が交流を深めることは、共生社会の推進につながる重要な取組となります。

特にスポーツについては、様々な会場、ルール、用具等が存在しますので、これをサポートできる人材確保が必要です。本市では、平成30年度から、公認障がい者スポーツ指導員の資格取得補助を行っており、令和元年度までに、この制度を利用して50人が資格を取得し、市が主催する上記の大会等の運営スタッフとしても活躍しています。今後はこれらの資格取得者が更に活躍できる場を創出していくことが望まれます。

上記のほか、障がい者が地域で行うボランティア活動への補助、タクシー利用助成券の発行、航送料の助成、温泉の入浴料補助等の制度を通して、障がい者の社会参加の促進を図っています。

(2) 政策の方向性

障がいの有無にかかわらずスポーツや芸術文化活動を楽しめる場を創出し、共生社会の実現を図ります。

(3) 具体的な障がい施策

前述のとおり、障がいの有無にかかわらず参加できる行事は、共生社会の観点から重要です。これまでもタンDEM自転車のイベント、市民ペタンク大会、坊っちゃんランランラン(マラソン大会)など、障がいの有無にかかわらず参加できるスポーツイベントを開催してきました。また、芸術文化活動に関しては、「道後アート」の中で、「ひみつジャナイギャラリー」を開催し、市民や観光客らに対して障がいの有無にかかわらず芸術文化を一緒に楽しむ機会が提供されています。引き続き、障がいの有無にかかわらず参加できる行事を開催していきます。

障がい者スポーツに関する資格取得者については、一定人数が養成できてきましたので、今後は、これらの資格取得者が更に活躍できる場を提供していくとともに、スポーツ推進委員をはじめとしたスポーツ関係者との連携により、更なる活躍を促進します。

第 5 章 推進体制

各障がい施策の実施状況については、障がい者総合支援協議会（各部会を含む。）に進捗状況を報告し、状況について検証を行った上で、取組の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

なお、障がい者総合支援協議会には年に 1 回以上、各部会に対しては年に 2 回以上報告を行うものとします。

第6章 資料編

1 関係法令

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

2 松山市障がい者計画等策定検討会

(1) 設置要領

松山市障がい者計画等策定検討会設置要領

(開催)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく松山市第4期障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく松山市第6期障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく松山市第2期障がい児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、外部有識者、関係者、市民等の意見を反映させるため、松山市障がい者計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、計画の策定に必要な事項に関し、次条の出席者相互の意見交換及び意見聴取を行う。

(出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(運営)

第4条 検討会は、市長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課が行う。

(庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課で処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

(2) 松山市障がい者計画等策定検討会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会 会長
近藤 益代	聖カタリナ大学 講師
深井 千代	愛媛県立みなら特別支援学校 教頭
宮崎 修次	愛媛県立しげのぶ特別支援学校 教頭
山内 圭二	松山公共職業安定所 統括職業指導官
清家 斉	一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会 副会長
武智 一郎	社会福祉法人あゆみ学園 管理者
丹生谷 孝之	特定非営利活動法人 愛媛県知的障害者福祉協会 理事長
黒田 茂	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総合相談第二課 課長
岡部 國男	松山市障がい者団体連絡協議会 会長
谷 ひな子	松山市内部疾患障害者協議会 事務局長
仙波 信明	(公募参加者)
菅野 光子	(公募参加者)

3 松山市障がい者総合支援協議会

(1) 諮問

2 松（障）第 759 号

令和 2 年 12 月 17 日

松山市障がい者総合支援協議会 会長 様

松山市長 野志 克仁

松山市第 4 期障がい者計画に対する意見について

松山市第 4 期障がい者計画（素案）について、貴協議会の意見を求めます。

(2) 答申

令和 3 年 2 月 3 日

松山市長 野志 克仁 様

松山市障がい者総合支援協議会
会長 渡部 坂嘉

松山市第 4 期障がい者計画（素案）に対する松山市障がい者総合支援協議会の
意見について

令和 2 年 12 月 17 日付 2 松（障）第 759 号で意見を求められた、松山市第 4 期障がい
者計画（素案）について、以下のとおり意見を提出します。

1 地域生活の支援の充実について

地域生活の支援に当たって、相談支援体制の充実やこれに関連する地域生活支援拠点
等の充実が必要であり、素案に記載されているこれまでの体制の検証等、主任相談支援専
門員の確保、地域生活支援拠点等の受入ガイドラインの整備等は重要です。

相談支援を充実させていくに当たって、具体的な手法等は今後の検証や検討の中で決
定していくものと思われますが、最も大切な事項の一つである相談支援専門員の質の向

上、特に相談支援専門員の人材育成を進めていく市の姿勢を明確にしておくことは大切であると考えます。

また、松山市では地域生活支援拠点等について、既存の事業所間のネットワークを生かした面的な整備を行っています。松山市では、例えば指定相談支援事業所の運営規定に、地域生活支援拠点等の機能を担うと記載し、市に届出を行い、加算を受けている事業所はないと聞き及んでいますので、実際の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の確保のためにも、届出事業所を増やすことについても検討していただきたいと考えます。

2 危機事象対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、「新しい生活様式」が提唱されるなど、我々の日常生活は様変わりしました。これまで開催されていた行事等が次々中止や延期となる中、障がい福祉に関わるあらゆる方々の努力により、障がい者等の日常生活を支えるために、障害福祉サービス等は継続され、障がい福祉の様々な事業の重要性が再確認されることとなりました。当然、事業の継続に当たっては、素案に記載されているとおり、衛生資材の提供や障害福祉サービス等の手続きの簡素化等は大切な事項です。

市内の障害者支援施設等では、新型コロナウイルスのクラスターの発生には至っていませんが、これまでも福祉サービスを利用している方の感染事例や障がい者等が濃厚接触者となった事例は複数確認されており、これらの事例の課題も積み重ねられています。特に、家族の中で障がい者等の介護を担っている方が、新型コロナウイルスに感染し、障がい者等が濃厚接触者になった場合の対応について、障がいの特性によって対応は個性が高いと思いますが、対応方針を一定明確にしておく必要があると考えます。

3 子どもの発達支援の充実について

(1) 地域の保育所、幼稚園等の職員の後方支援について

地域の保育所、幼稚園等の職員の後方支援に当たっては、障がいのある子どもやその家族だけではなく、受け入れる保育所、幼稚園等の職員や障がいのない子どもたちも安心できるように、特性に応じた環境調整や関わり方、集団への働きかけなど専門的支援を行うことが必要です。この中において、平成24年4月に創設された保育所等訪問支援事業は、子どもへの直接的な専門的支援と、保育所、幼稚園等の職員との情報共有や支援方法等の指導を行う事業であり、子どもにとって慣れ親しんだ場所での支援ができ、関係機関相互の理解や信頼関係の構築にもつながります。また、子どもの成長・発達を共に喜び合えるようになることで、最終的には子どもが安心・安全に過ごせる環境につながり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことが期待できます。

保育所等訪問支援事業の実施に当たっては、本事業に従事する職員の高い専門性を必要とすることから、現状としては、事業を実施する事業所数及び利用者数等は伸びていない状況ですが、前述の期待される効果や保護者の権利保障の観点から非常に重要な事業

ですので、相談支援専門員、保育所、幼稚園等の職員、障がい児の保護者等に事業の必要性を認識していただき、本事業を定着させていく視点も重要だと考えます。併せて、巡回支援専門員整備事業や障害児等療育支援事業との役割分担を明確にし、事業利用に当たっての流れなどを整理していく必要もあると考えます。

(2) 児童発達支援における移行支援について

児童発達支援ガイドラインでは、児童発達支援は、「発達支援」、「家族支援」及び「地域支援」からなり、発達支援は本人支援及び移行支援から構成されるとされています。そして、特に3歳以上の障がいのある子どもの場合には、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、できる限り多くの子どもが、保育所や認定こども園、幼稚園の利用に移行し、障がいの有無にかかわらず成長できるように、児童発達支援センター等においては、児童発達支援計画を組み立てる必要があるとされています。これらを踏まえ、市として移行支援を推進していく視点についても、計画に反映すべきと考えます。

(3) 障害児等療育支援事業について

障害児等療育支援事業は、身近な地域で療育指導等が受けられる重要な事業です。障害児等療育支援事業と指定障害児相談支援は、別のものでありますので、双方が協同しながら、お互いの職員のスキルアップにつなげていく形が望ましいと考えます。

4 雇用の充実と経済的自立の支援について

一般就労後の定着に当たっては、就職先の上司、同僚等の障がいに対する理解が重要です。上司、同僚等の中でも、特に雇用された障がい者のメンター的な役割を担う方は、職場でのキーパーソンとなります。障がいの特性により、職場環境の変化への対応が難しい障がい者も多数いますので、キーパーソンが異動等した場合でも、継続して同じ理解のもと、障がい者に対して配慮等していただける環境整備も重要だと考えます。

5 権利擁護の推進について

本市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の権利を守るために、平成27年4月から松山市社会福祉協議会に委託し、成年後見制度の周知・啓発や相談を行う窓口として、「松山市権利擁護センター」を設置しています。

そのような中、平成28年5月に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）で、令和3年度末までに、全市町村で、地域連携ネットワークの中核を担う、中核機関の整備に努めることとされていますので、これに対する市の考え方を本計画の中で明確にする必要があると考えます。

また、虐待に関して、虐待防止に関する研修等の実績だけではなく、障害者虐待の防

止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づく措置の実施状況についても明記しておくべきと考えます。さらに、児童については児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に基づき、愛媛県福祉総合支援センター、松山市子ども総合相談センター事務所、関係機関等が連携を図り、児童の虐待防止に努めているほか、研修会を開催し、事業者や保護者への意識啓発に取り組んでいる状況もありますので、この実績についても明確にしておく必要があると考えます。

(3) 委員等名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属機関
増田 頼昭	松山市医師会 (身体部門) 増田整形外科
越智 眞理	松山市医師会 (知的・精神部門) 眞理こころの クリニック
山内 圭二	松山公共職業安定所 統括職業指導官
中矢 斉	松山商工会議所 事務局長
石原 将樹	松山青年会議所 特任理事
堀尾 寿之	愛媛障害者職業センター 所長
深井 千代	愛媛県立みなら特別支援学校 教頭
宮崎 修次	愛媛県立しげのぶ特別支援学校 教頭
丹下 美輪(会長職務代理者)	聖カタリナ大学 教授
近藤 益代	聖カタリナ大学 講師
西崎 健志	愛媛県福祉総合支援センター 所長
竹之内 直人	愛媛県心と体の健康センター 所長
藤原 圭寿	愛媛県松山東警察署 生活安全課長
渡部 坂嘉(会長)	松山市障がい者団体連絡協議会 副会長
石田 美栄子	松山市精神障がい者地域家族会 明星会 会長
庭瀬 佳世子	松山市内部疾患障害者協議会 副会長
徳永 隆子	松山市民生児童委員協議会 障がい者福祉部会 部会長

松山市障がい者総合支援協議会での議論に当たっては、各部会から意見を聴取しました。

部会	氏名	所属機関
相談支援部会	丸田 一郎◎	NPO 法人ほっとねっと 相談支援事業所ほっとねっと
	梶浦 英与◎	松山市障がい者 北部地域相談支援センター
	藤本 篤◎	松山市障がい者 南部地域相談支援センター
	山口 秀人◎	ケアサポートまつやま
	清家 斉◎	社会福祉法人きらりの森
	和田 真由子◎	松山市児童発達支援センター ひまわり園相談支援事業所
	谷本 圭吾	味酒心療内科
	伊藤 由美◎	松山市障がい者 北部地域相談支援センター
	三好 亜里紗	医療法人敬愛会 久米病院
こども支援部会	和田 真由子◎	松山市児童発達支援センター ひまわり園相談支援事業所
	江戸 卓郎	指定多機能型事業所 くるみ園
	今村 高博	あゆみ学園
	重見 幸二	天使園
就労支援部会	菊池 雅彦	障害者多機能型事業所ここいろ
	毛利 美和	愛媛中央産業技術専門学校
	佐々木 隆	愛媛障害者職業センター
	片岡 洋子	松山公共職業安定所
	目戸 孝志	えひめ障がい者就業・生活支援センター

部会	氏名	所属機関
(就労支援部会)	川口 隼人	道後ゆう
	松本 潤	松山福祉園
	徳本 健二	障害者多機能型事業所ここいろ

◎：主任相談支援専門員又は地域リーダー

4 その他資料

松山市第4期障がい者計画の策定に当たって、現在の障がい者の生活実態等を把握するとともに、障害福祉サービス等に関する意向等を把握し、今後取り組むべき施策の方向性を定めるための基礎資料として、以下の調査等を実施しました。

- ・障がい者ニーズ調査（令和元年7月～8月に、県市が連携して実施）
- ・障がい者団体等の書面ヒアリング（令和2年9月～10月に、本市が実施）
- ・障害福祉サービス等の事業を実施する法人に対する書面ヒアリング（令和2年9月～10月に、本市が実施）

これらの結果については、以下の本市ホームページに掲載しています。

http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/fukushi/shogai/keikaku_tyosakekka.html

松山市第4期障がい者計画

松山市保健福祉部障がい福祉課

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

電話：089-948-6353 FAX：089-932-7553

メール：shougai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市保健福祉部保健予防課

〒790-0813

愛媛県松山市萱町六丁目30番地5

電話：089-911-1816 FAX：089-923-6062

メール：hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp

発行 令和3年3月